

## 「中小企業緊急金融対策」について

### 1 「緊急経済対策資金」の融資枠を確保

- ・ 県制度融資「緊急経済対策資金」の新規融資枠17億円を300億円に拡大します。
- ・ 国のセーフティネット保証の対象業種が10月31日から拡大されることに伴い、県の「緊急経済対策資金」の申込みが増加することに対応します。

### 参考 国のセーフティネット保証の拡充（原材料価格高騰対応等緊急保証）の内容

- ・ 原油だけでなく、原材料価格や仕入れ価格が上昇しているにも関わらず、値上げができていない業種の方々にも広く利用できるよう制度を拡充
  - ・ 業種指定 現185業種 → 545業種に拡大
- 例：○売上が減少している業種
- ・ ・ ・ 建設、不動産業、各種飲食業、繊維製品製造業など
  - 主要原材料（原油、金属、プラスチック、農産品）の価格上昇を転嫁できない業種
  - ・ ・ ・ 食品製造業、パルプ・紙加工業、印刷産業など
  - 主要商品の仕入れ価格の上昇を転嫁できない業種
  - ・ ・ ・ 各種卸売、小売業など

### 2 新規融資（借換含む）の償還期間の特例措置

- ・ 県制度融資のうち、次の3資金について、償還期間を全て最長10年まで延長します。
- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| ○緊急経済対策資金（現償還期間7年以内）   | } <u>最長10年まで延長</u> |
| ○小口事業資金（同5年以内）         |                    |
| ○長期経営安定資金（運転資金）（同7年以内） |                    |

### 3 新規融資（借換含む）の据置期間の特例措置

- ・ 県制度融資（短期運転資金を除く）の元金返済据置期間を現行の「6月以内～1年以内」から「2年以内」まで延長することにより、融資申込の際の選択の幅を広げ、資金繰りの円滑化を図ります。
- ・ なお、具体的な据置期間の設定は、融資の際に金融機関及び保証協会との協議が必要です。

### 4 民間金融機関及び政府系金融機関等に対し円滑な資金供給を要請

- ・ 県は、金融機関及び日本政策金融公庫等政府金融機関に対して中小企業への円滑な資金供給の要請を行います。

### 5 実施予定日

平成20年11月4日（火）

参考：新たな緊急経済対策資金の概要（H20.11.4～）

融資対象	セーフティネット保証認定事業者等
資金使途	事業資金（災害等特定の場合以外は運転資金のみ）
限度額	5000万円
年利	1.60%
保証料率	0.25%～1.62%
融資期間	10年以内（据置2年以内）
担保	必要に応じ徴求
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要
受付機関	商工会議所、商工会、中央会（組合関係）
取扱金融機関	県が指定する金融機関

問い合わせ先  
県中小企業経営金融課  
担当：古賀、吉永  
直通：092-643-3424